2020年
11月25日
第560号

新運転

TOKYO JTUC DRIVERS CRAFT UNION

発行人
新産別運転者労働組合
（略称・新運転）
編集兼発行人 太田 武二
〒110-0003
東京都台東区根岸3－25－6
TEL 03－5603－1300
FAX 03－5603－5300
mail : sinunten@sinunten.or.jp

労供労連第31回・新運転84回執行委員会 相次いで開催！

この春以来、一向に陰りを見せない新型コロナ禍の中で、多くの労働者、曖昧な雇用で働く仲間たちが感染不安と雇用不安を抱えて孤立している現実がある。実際、多くの業界で倒産、雇止めが頻発し、家庭内暴力や自殺者が増えているという。一方、我々はコロナの影響でアブレ資格が喪失しそうな仲間にはワークシェアリングで印紙を確保し、事業所や厚労省・労働局とも交渉して生活を支える手立てを整えてきた。まさに労働組合だけに許可された労供事業の真価を発揮してきた中での執行委員会を迎えた。

去る11月8日、日曜日の午前10時から12時に労供労連の執行委員会、引き続き午後1時から新運転中央執行委員会が開催された。新型コロナの間接的な影響もあり、労供労連執行委員会は、6月の第3回中央委員会以来5か月ぶり、新運転執行委員会は7月の大阪での開催以来となった。

まず労供労連執行委員会は、自運労3名と神奈川人材、全運労の役員が委任状で、新運転8名と自運労2名の役員参加で会議が成立し、最初に自運労の新役員となった高安東京支部の執行委員長と山浦副執行委員長の挨拶から始まった。

続いて、6月以来の連合、交運労協に加えて厚労省との交渉を中心とした経過報告を太田事務局長が行い、三好事務局次長から補足説明を受けた。

議事の最初は「労働者供給事業業務取扱要領の改正について」は、10月13日に行われた厚労省との交渉内容と問題点について議論となった。結局、職安法の労働者供給におけるいい加減な「雇用関係」と「供給契約」ではない「労働組合の労働者供給事業の供給契約（＝労働協約）によって生じる雇用関係」の違いを明確にして「労働組合と組合員」の関係を図式化し、労供事業の業務取扱要領の中にある「労働契約」の削除を今後事務レベルで詰めていくことを確認した。

次に「新型コロナ感染防止策の支援策について」は、7月の厚労省交渉では認められなかった「雇用調整助成金の休業支援金」や「健康保険印紙の特例貼付」などについて、その後の取り組みによる改善報告と意見交換がなされた。その内容は、我々の厚労省交渉と相前後して「登録型の派遣添乗員」や「日雇いのホテル配膳員」などの労働組合による取り組みによって「休業支援金」支給を勝ち取った影響もあり、東京労働局との交渉で成果があったことが報告され、今後のコロナ禍における取組強化を確認した。

そして、連合・交運労協・中央労福協・労供労組協関係の取り組みの中では、「労働者自主福祉運動の強化」「ろうふくエール基金への協力」を決定した。

その他では、14日の自運労中央大会で高安氏が中央執行委員長に就任するので、連合・交運労協へ労供労連の会長変更を届けることと来年の総会で役職変更を確認して終了した。

そして、昼食休憩後に開かれた新運転第110回執行委員会は、基本の経過報告と議事内容は労供労連執行委員会での確認と重なるために多くの時間を各地本の現状報告にさくこととなった。

各地本の中では、東京地本と関西地本の大会報告があり、全体的には新型コロナ対策と労供状況の報告などを確認し、来年3月の大会日程を確認して終了した。

新型コロナ禍の中 関西・東京地本大会開催！

毎年秋の恒例となっている10月末の関西地本の大会と11月の東京地本の大会、今年も新型コロナ禍をついて開催された。

まずは10月25日、関西地本第60回定期大会が大阪桜ノ宮リバーサイドホテルで開催されたが、今回は新型コロナの影響で開会時間が午後1時と変更され、代議員数も人数制限をして開催された。

白土執行委員長の冒頭の挨拶は「運転者の不足と今後の大阪地区における生コン需要の動向、近畿各府県の協同組合の広域化に伴う対応、コロナ禍における生活弱者の現状を改善する運動などを訴え、目に見えないコロナウイルスに負けることなく運動を前進しよう」と予定時間を大きくオーバーしながらも代議員の大きな拍手を受けた。

続いて、来賓の挨拶として中央本部の太田書記長から連帯の挨拶を受けた。

議事に入り、経過報告と運動方針・予算案を白土委員長が提起し、圧倒的拍手で承認され終了した。

そして、東京地本の第65回定期大会は11月15日、台東区浅草の台東区民館で午前10時から開かれた。例年、代議員数が80名近くなるが今年は「三密」を避けるためにその3分の1ほどに抑えて開かれた。

冒頭挨拶に立った菅原執行委員長は「昨年、委員長に就任して一年間、その殆どを新型コロナの影響下で苦労してきた。組合員の皆さんも感染拡大下での現場就労、とりわけ真夏の熱中症対策を含めて大変だったと思う。いつ収束するか不確定な状況が続く中で団結を強めてお互いの労働と生活を守り抜いていこう」と力強く呼びかけた。

続いて来賓として折井中央執行委員長から連帯の挨拶を受けた。その後、適宜休憩をはさんで定期表彰、経過報告と会計報告、会計監査報告と続き、2021年度活動方針案を川村書記長が提案、圧倒的拍手で確認、大会宣言、決議、スローガンの採択をもって終了した。

厚労省交渉！ 労働者供給事業業務取扱要領の改訂へ！ 更なる取組みを！

去る10月13日、午後4時、衆議院第2議員会館第6会議室で、この間懸案となっていた50年前の使用関係についての「誤記」問題と「労働者供給事業業務取扱要領」の改定に向けての交渉が初鹿明博議員（当時）と立憲民主党の近藤昭一議員の仲介でもたれた。

労供労連の参加者は、折井会長代行、太田事務局長、新運転東京地本の菅原委員長と浦田副委員長、そして自運労から高安東京支部委員長と三好書記長の6人。厚労省から需給調整事業課の堀企画官、清水課長補佐、そして黒野係長の3人。

冒頭、初鹿議員の挨拶と折井会長代行から交渉に臨む目的などが述べられ、太田事務局長から交渉の内容に入る前にこれまでの経過と「木で鼻を括る」回答文書についての批判と労働組合の労供事業の意義を強調し、要求事項への誠意ある回答を求めた。

続いて、堀企画官から「労働者と労働者供給を受ける者との間に雇用関係がある場合でも、労働者供給に該当するといっているところがいちばん大きな論点かなと思っていまして」として「労働者供給についての概要」、「職業安定法の概要」、「職業安定法コンメンタールの60年と70年」の資料を提示し、「労働者供給事業を禁止する趣旨は、第三者が人と職業との結合過程に介入することから生ずる強制労働や中間搾取等の弊害が発生すると書いてある。仮に雇用関係があったとしても、ここに供給契約があって支配従属関係があれば、こういう弊害があり得るので、それは労働者供給に当たるんです。」と主張し、60年コンメンタールの労働者供給の使用の意味を説明したところを「他人の労働力を自己のために利用することをいう。この場合、使用者と労働者との間に直接雇用関係がない場合でも事実上使用し、両者の間に使用従属関係があれば足りる」と読み上げ、70年と同じ表現だと説明した。

確かに60年コンメンタールの39頁と70年の197頁は全く同じ表現となっていて「雇用関係がない場合でも」ということは「雇用関係が成立している場合は勿論」という70年の433頁の記述が「誤記」ではなかったということになる。しかし、そのことを認めた上でも尚、我々としては「労供事業が禁止されている雇用関係と我々の雇用関係の違い」をを業務取扱要領に明記すべきと主張して議論となった。

結局明らかになったのは、我々や萬井先生が問題にしている「労働者と供給先の雇用関係」と職安法における雇用関係が違うものだということだ。そのコンメンタールの雇用関係は「職安法における雇用関係は、この法律第5条第1項に言う雇用関係は、必ずしも厳格に民法第623条の意味するもののみではなく、広く労働者（被用者）が報酬を得て一定の労働条件の下に使用者に対し労働力を提供する関係いわゆる使用従属関係が事実上存在すれば足りる。」となっていて、つまるところ「使用従属関係＝雇用関係」に過ぎないのに対して、我々は供給契約＝労働協約によって生じる雇用関係の違いだということだ。実際、堀企画官は「多分、皆さんの思っていらっしゃる労供と職業安定法の労供は違うので、そう思ってらっしゃるんじゃないですか」と言い出す始末。最後のまとめ発言として初鹿議員から「業務取扱要領に許可をしている労働組合である労働者供給事業は、供給元が組合で労働者が組合員になって供給元と労働者関係は支配従属関係ではなく構成員とかね。」と提案があり、事務的に詰めていくことが確認されて終了した。

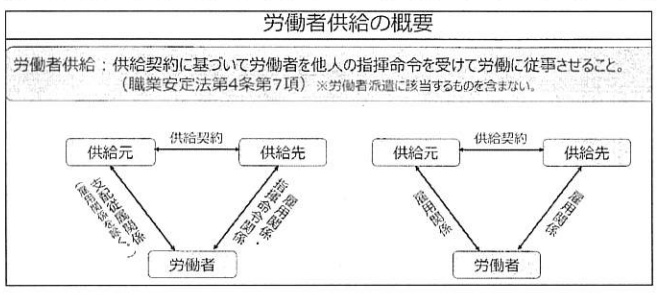

以心伝心 ―ウィズコロナの現実―

◎新型コロナウイルスの感染者と死者数の増加が、連日連夜速報で流されている。◎一昨年の厚労省発表の日本全国の死者の総数は男女合わせて約136万人に上る。◎その内訳は、ガンが約38万6700人、次いで心血管・脳血管疾患が約35万2500人となっていてコロナ死どころの数字ではない。◎恐怖状態の心理の特徴は「多く報道された出来事は非現実的なほどふくれ上がった恐れを引き起こす」という。◎今まさに新型コロナの第三波といわれる中、全員マスク着用も含めて不可解な現象が起こっている。◎倒産、失業、雇止め、貧困、生活保護、自殺の増加はリーマンショック時を上回っている。◎非正規労働者数も約2100万人台だったのが、今回の緊急事態宣言下で131万人も急減し、雇用の調整弁の現実が明らかになっている。◎一方、日経平均株価は上昇を続け約30年ぶりの高値を付け、バブル経済崩壊後の最高値を連日で更新している。◎その背景にコロナ禍の7月に閣議決定された「成長戦略実行計画」がある。◎それは「新しい働き方」を名目に副業・兼業、フリーランスの推進、テレワークの推進、成果報酬、ジョブ型雇用の導入などによる株主利益、人件費削減、国民生活破壊計画なのだ。◎菅政権の学術会議問題への関心度の低さもコロナショック現象の一つといえるだろう。

各地本だより

東京地本

2020年度も残すところ40日を切りました。

振り返ると台風による風水害から始まり、春季以降の新型コロナ感染症（以下は、新型コロナという）については、今日まで終息することもなく第三波の拡大が懸念される状況が続いています。その中で、夏季に予定していたオリンピック・パラリンピックの開催延期と緊急事態宣言の発動による活動自粛要請を受け、残念ながら計画していた年間活動は見直しを余儀なくされる一年となりました。

具体的には、4月期の第883回執行委員会以降は議案書を各執行委員へ郵送して持ち回り開催としたり、いわゆる「三密」を避けるために参加者を限定して開催することになりました。

また、困難な状況下で就労する組合員に対しての支援策を早い段階から行いました。その取り組みとしては、布マスクを購入して感染状況早期の段階で配布した上で、夏季については熱中症予防対策として瞬間冷却材と粉末状スポーツドリンクを配布することが出来ました。更に、組合員が新型コロナの濃厚接触の疑いがあり、陰性で7日以上の休職がある場合に原則として一律の給付金を臨時的に支給している状況です。

さて、これまでに想定されない就労状況や労働問題等の緊張感高まる中で、去る11月15日の日曜日に浅草二天門前の台東区民会館九階ホールにて第65回定期大会を開催しました。

当日は、新型コロナ感染防止の観点から代議員数を通常より減らすと共に時間短縮を基本に当日の議事を進行しました。従来は、多くのご来賓を迎えて連帯の挨拶をいただいてきたのですが、今回は中央本部の折井洋之執行委員長の激励と連帯のご挨拶だけとさせていただきました。

2021年度の運動方針補強案として、労働者自主福祉運動の強化に関連して組織の高年齢化の対応を協議し、幾つかの課題を改正する時期に到来しているとの認識を確認しました。

例えば、春季以降の新型コロナ感染症拡大による就労者への大きな影響だけでなく、近年は自然災害も勃発し、いつ何時にその様な不慮の災害が組合員やその家族に降りかかる状態も想定しなければなりません。

その様な状況も鑑みて「こくみん共済coop」の慶弔共済の見直しと組合員の年齢に寄り添った保障制度の検討を協議していくことが確認されました。

そして、タクシー部の今後の運営については組合員集会・運営委員会を適宜実施することとなりました。

最後に清掃事業で働く三者間有期供給契約者についても、先の二つの課題と共に組織財政委員会を適宜開催して協議の末決定していきたいと思います。

書記長　川村　勝

関西地本

米国大統領選挙はバイデン氏の勝利が決定的であるが、トランプ大統領は最後の悪足掻きか、確定の引き延ばしに躍起だ。政治の空白は緊迫する国際間に緊張を高める恐れがある。また、1日のコロナ感染者の陽性者数が19万人も発生しているが、トランプ大統領からの対抗処置は聞こえてこない。英・米国で有効なワクチンが発表されたが、その安全性は不明であり、1日も早い安全性と有効性の承認が俟たれる。

一方、我が国の菅政権は「日本のために働く内閣」と公言したが、権力の行使を強権的に行う安倍政権の焼き直しで、政権発足時から支持率は下がりっぱなしである。取り分け学術会議人事での任命拒否に対する国会での不誠実な答弁に苛立ちを覚えた国民は多い。

東京地検特捜部は桜を見る会での不透明な資金の流れについて、安倍前首相の公設秘書を任意で事情聴取し、国会において嘘の答弁を繰り返し、政治資金規正法に抵触することが明らかになった。検察人事への介入で捜査から逃げてきたがきっちりと説明責任を果たして頂きたい。

さて、関西の概況ですが、主力とする生コン関係の需要は若干、落ち着いてきたが、瞬間的需要に陥ると支部間の人員移動で未供給を発生させ無いよう担当者は労供に四苦八苦している。コロナ禍による離職者や求職者からの問い合せはあるものの、年齢層が高く加入に繋がる人数は限定的である。また、運転者の供給を要請する新規事業所と協約を締結した。当該の事業所は小型車があり、普通免許しか所持しない若年層の運転者を中心に加入を促進させ、段階的に大型免許を取得させる育成を中心とした運転者の募集に傾注していく。また、生コン広域協組やオーナー会からも運転者の未供給を発生させない施策を求められており、近畿生コン協議会や関西労供連絡会議において労供のネットワーク化に向けた議論が始まった。経営側の主旨に追従することなく、労組が行う供給事業の発想での議論が必要と考えている。

そのような中、去る10月25日に第60回定期大会を開催した。コロナ禍もあり極めてスピーディに運営することを三役で確認し大会に臨んだが、運転者の不足と今後の大阪地区における生コン需要の動向、近畿各府県の協同組合の広域化に伴う対応、コロナ禍における生活弱者の現状を改善する運動などを訴え、その内容の説明に予定時間を大きくオーバーしたが、目に見えないコロナウイルスに負けることなく運動を前進させる事を確認し、大会は成功裡に終了した。

執行委員長　白土武裕

埼玉地本

地球温暖化の影響なのか11月だというのに季節はずれの夏日を記録するなど、朝晩の寒暖差も大きく体調を崩しやすい状況となっておりますが、今年の冬は新型コロナに加えてインフルエンザの同時流行も危惧されています。今一度、体調管理に努め日々の就労にあたりましょう。

さて、このところ日本各地で感染者数が急増し、第三波の流行拡大かとも言われている新型コロナ禍ですが、アメリカでは有力医薬メーカーによってワクチンの緊急承認の申請が出され、来月にも接種が始まりそうだとの明るい兆しも見えているようです。

その一方、日本では来年の3月くらいになるのではとも言われており、いつまで続くか不安の中、しばらくは感染防止対策に取り組む日々となりそうです。

それにしても新型コロナ禍のさなかに安倍首相が難病を理由に突然政権を放り出した無責任さには怒りを感じています。

というのは、この3連休を前にして「GoToキャンペーン」をめぐっての菅内閣の動きが場当たり的な対応で遅くなり、どこの観光地も人が溢れ、大変密な状況となっていて国民が振り回されているようにしか感じられませんでした。

しかしながら、連日のように報道の大騒ぎが続く中で、国民もいささか感染防止に対する気の緩みもあるのではとの専門家の指摘もあり、我々も改めて気を引き締めるべきだと思います。

埼玉地本でも陽性者が確認されて事業所共々あたふたしましたが、組合員の皆さんにも今まで以上にしっかりと感染防止に向け取り組んでいきましょう。

最後に埼玉における労供概況ですが、新型コロナ禍の夏場に比べるとこのところ供給需要が落ち着いているように感じられます。

しかし、日によっては未供給も発生しておりますが、引き続き加入促進・組合員増に取り組み、年末の駆け込み需要に期待したいところです。

執行委員長　折井洋之

滋賀地本

琵琶湖周辺の山々も紅葉シーズン真只中！通勤道中の車中から紅葉したカエデなど、街路樹のトンネルと落ち葉の絨毯を目にしていると、コロナ感染を忘れてしまいそうです。

しかし、東京や大阪などの大都市圏ではコロナ感染が急速に拡大しているにも係わらず、政府はGoToキャンペーンの中止判断を地方自治体に丸投げしている有様でストレスが溜まります。幸いにも滋賀県では感染者が2ケタ台ですが、連休明けの傾向が気になるところです。

ストレスと言えば、トランプ対バイデンのアメリカ大統領の選挙結果です。多くの報道機関でバイデン勝利と報じられたにも拘わらず、「不正選挙」と言い張って負けを認めないトランプにもストレスが溜まっています。その一方、菅総理の学術会議任命拒否について、国会答弁でも理由を示さずのらりくらりと官僚が書いた答弁書を繰り返し読むだけと、聞いているだけで益々ストレスが溜まる今日この頃です。

さて、滋賀地本の労供状況ですが、10月末にやっと労供の合間を縫って執行委員会を開き、年末に向けて労供状況の確認やコロナ感染対策の再確認、旗開き対策などについて意見を交わしました。幸いにも現在のところ組合員にコロナ感染者は無く経過していますが、生コン需要が継続して増加している為、職安の認定にも支障が出る程で人員不足の解消には目途が立たない状況が続いています。

また、馬運車は何とか一段落したものの、年明けからの供給に対応できるかどうか今から心配しています。一般トラックは相変わらず順調に需要があり、女性の加入にも力を入れながら年末に向けて体制を整えていきたいと思っています。

最後になりましたが、この冬は新型コロナとインフルエンザのダブル禍に注意しながら共に頑張って行きましょう。

書記長　田中　浩

労働組合による労働者供給事業の法理（二）

―職安法制定～45条廃止論～「供給・派遣」、そして立法論―

萬井隆令

(2)　行政解釈における70年ミスの継承

（ア）労働者派遣法制定に向けて

その後の行政解釈において、誰も70年ミスに気付かず、当該記述を修正することはなかった。派遣法制定に至る過程で、労働力需給システム研究会、労働者派遣事業問題調査会の審議を経て、中央職業安定審議会等小委員会は1984年11月『報告書』を公表したが、ようやく誤記に気がつき70年ミスのままでは適当でないと考えたのか、労供事業の図で供給先と労働者を結ぶ線を「使（雇）用関係」と、曖昧な説明に替えている（17）。

（イ）派遣法施行に伴い

派遣法は従来、違法とされてきた労働者供給事業の一部を「労働者派遣」という概念で括って合法化したから、適正な法の運用のために「労働者供給」と「派遣」の概念上の明確な区別が必須となった。1986年6月6日基発333号『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第3章第4節関係）の施行について』に添えられた『別添・労働者派遣と請負、出向、派遣店員及び労働者供給との関係等』（『別添』）は、供給元と労働者が支配従属関係だけの場合はもとより、労働契約がある場合も「供給先に労働者を雇用させることを約しているものは…労働者供給に該当する」と述べた。ただ、雇用を「…約している」か否かの判断は、まず契約書に基づき客観的に行なう、それ以外では、①「派遣法の定める枠組みに従って」いる（注・供給元と労働契約を結んでいる）場合は原則として雇用を約しているとは判断しない、②派遣元が形骸化し企業としての実体を持たず、派遣先と一体と見られる場合は「例外的に…約して行われるものと判断することがある」と解説した。「判断する」とは断言せず、「判断することがある」と含みを持たせている。②は、法人格否認の法理が適用され、供給先との間に黙示の労働契約の存在が認定され得る状況を想定している。すなわち、供給先が雇用する場合も労働者供給であるという結論は70年ミスを引き継ぐものの、「雇用」と認定する例を実際にはほとんどないほど限定することによって、多くの事例は労働者供給とは判断されないものとされた。穿ってみれば、この時点で70年ミスを認識したが、逡巡した結果、先輩のミスの指摘は避け、既存の文章を直すことなく、現実的な影響を及ぼさないように慎重に配慮したものと解される。ただ、②のような留保が附されるような状況の場合まで、なお労働者供給であると「判断することがある」としたことが禍根を残すことになった。

その後、時間の経過（担当者の世代交代）とともに『別添』の慎重さが忘れられたものか、2018年9月の『業務取扱要領』では、「供給先は供給契約に基づき労働者を雇用関係の下に労働させる」、供給先が「供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合…」と記す（同1頁、45頁）など、漫然と、既存の70年ミスを丸写しで通達、指導要領、解釈例規など行政解釈を次々作成している。そして、実務上の混乱については、労働者供給が「業」とされているか否かを基準とし、出向と区別することで処理する形で方向転換を図っているものと見られる（18）。

（ウ）70年ミスが導いた、間接雇用問題の原点喪失

ミス以上に重大なのはそれが導いた結論である。結論は、今や『別添』の際の慎重さはなく、一般的に、偽装請負（労供事業）において発注者（供給先）が業者の従業員と労働契約を結び、雇用していると認められる場合も、労供事業に当る、ということであった。それは、間接雇用問題の原点、つまり労供事業禁止の根拠を完全に見失なってしまうものであった。

そもそも、労供事業が厳しく禁止された所以は、偽装請負の発注者（供給先）があたかも使用者であるかのごとく労働者を指揮命令して就業させながら、法的な「使用者」としての責任を取らないこと、業者は労働者を集めて発注者に引き渡すだけで経済的利益を得る（中間搾取する）ことが、結局、労働者をモノ扱いすることになり、労働法の基本原則の一つである直接雇用の原則に反するからであった。とすれば、供給先が雇用することになるのであれば違法の契機は解消するから、もはや、法的に咎めだてられ、禁止される筋合いはない、したがって、特に労働組合に限って労供事業を容認する必要もないのではあるまいか。

70年ミスには、異質な別の問題もある。労働者供給においては（派遣でも同様だが）、供給先は労働者に担当させる業務とそれに不可欠な資格や免許等を指定して供給を依頼するが、その労働者を決定するのは供給元である。供給先は労働者の氏名、職歴、人柄などについては何も知らされないまま、労働者を受け入れることになる。そこに、黙示の合意の契機を見出すことは困難だが、それでも労働者を雇用することになるとすれば、極めて特異な労働契約である。企業の採用の自由との関連も検討しないまま、「雇用」を肯定することは拙速ではあるまいか。

（つづく）